

仕 様 書

第1条 業務委託名

浄水場沈殿池外清掃業務

第2条 業務の目的

本業務は、鳴門市浄水場の各施設の汚泥等を除去・清掃し、安定的な浄水機能の維持を図るものである。

第3条 業務の概要

1) 沈殿池等清掃 1式

①沈殿池（2号、3号）

②着水井（1, 2, 3号）

2) 全濃縮槽等清掃 1式

①全濃縮槽（2号）調整槽、排水槽、小出し槽を含む

②洗浄排水濃縮槽（1系）

③沈殿池排水路（1系）

④場外天日乾燥床排水路（ポンプ槽を含む）

3) ろ過池清掃（1系1～6、2系1～8） 1式

上記1)、2)に記載した箇所の壁面及び床面に付着、堆積した汚泥等を高圧洗浄車及び汚泥吸引車を用いて清掃するものとする。

上記3)については、壁面及び床面に付着、堆積した汚れ等を清掃するものとする。

第4条 履行場所及び履行期間

1) 板野郡北島町高房 鳴門市浄水場

2) 契約締結の翌日から令和6年2月15日 まで

第5条 業務の内容

1) 沈殿池清掃

① 沈殿池に水中ポンプを設置し、上澄水をろ過池へ移送し、沈殿池の水抜きを行うこととする。水中ポンプの電源は、監督員の指示する箇所より電源供給するものとする。

② 沈殿池では、コンセントレータ内やトランキ板、分配管内、遮光シートなど監督員の指示する箇所について、高圧洗浄車及び場内設備等を用いて、清掃を行うこととする。

③ 各沈殿池は、監督員の指示する期間内で清掃し、清掃完了後、水張りを行うことから、施設の安定稼働状態（水張り開始から起算し7日以上）を確認後、監督員の指示により次の沈殿池を清掃することとする。

2) 着水井

- ① 着水井では、監督員の指示する箇所について清掃を行うこととする。
- ② 着水井の付着、堆積物は、汚泥吸引車で除去し、監督員の指示する天日乾燥床へ運搬することとする。
- ③ 着水井は、監督員の指示する期間内で清掃することとする。

3) 全濃縮槽清掃

- ① 全濃縮槽では、槽内・掻き寄せ機など監督員の指示する箇所について清掃を行うこととする。
- ② 全濃縮槽の付着、堆積物は、高圧洗浄車及び汚泥吸引車で除去し、監督員の指示する天日乾燥床へ運搬することとする。
- ③ 全濃縮槽は、監督員の指示する期間内で清掃することとする。

4) 洗浄排水濃縮槽

- ① 洗浄排水濃縮槽では、監督員の指示する箇所について清掃を行うこととする。
- ② 洗浄排水濃縮槽の付着、堆積物は、汚高圧洗浄車及び泥吸引車で除去し、監督員の指示する天日乾燥床へ運搬することとする。
- ③ 洗浄排水濃縮槽は、監督員の指示する期間内で清掃することとする。

5) 沈殿池、場外天日乾燥床排水路

- ① 沈殿池排水路では、監督員の指示する箇所について清掃を行うこととする。
- ② 沈殿池排水路の付着、堆積物は、高圧洗浄車及び汚泥吸引車で除去し、監督員の指示する天日乾燥床へ運搬することとする。
- ③ 排水路は、監督員の指示する期間内で清掃することとする。

6) ろ過池

- ① ろ過池については、水抜き後に監督員の指示する箇所について清掃を行うこととする。
- ② 清掃に際し除去した堆積物等は、監督員の指示する場内施設へ運搬することとする。
- ③ ろ過池は、監督員の指示する期間内で清掃し、清掃完了後に水張りを行い、設備の安定稼働状態を確認後、監督員の指示により次の作業を開始することとする。
- ④ 1日に清掃可能な数量は最大3池であり、連続した日での実施は不可であることを認識したうえで、当該作業着手の14日前までに作業工程について事前協議を行うものとする。協議結果を踏まえて、ろ過池清掃のみの工程表を提出するものとする。

第6条 関係法規等の遵守および注意事項

- 1) 受注者は、本業務の履行にあたり、契約書、本仕様書及び労働安全衛生法等関係法令を遵守するとともに労働災害および公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めることとする。

- 2) 受注者は、事前に作業内容や作業手順について監督員と協議を行うこととする。
- 3) 受注者は、事前に作業日について監督員と協議を行い日程調整することとする。清掃期間中における当該施設の停止状態を極力短縮するように努めることとする。
- 4) 現地作業時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。また、作業開始前は監督員に着手の連絡を行い、作業終了後は、監督員に終了及び作業内容についての報告を行うこととする。
- 5) 沈殿池等は深さがあるため、業務に当たっては安全に十分注意することとする。
- 6) 使用する洗浄水及び電源については、監督員の指示により使用することとする。
- 7) 沈殿池での業務にあたっては、有毒ガス等に十分注意し、換気等を適切に行うこととする。
- 8) 受注者は、本作業を行う場合、作業範囲内における火気取締り、作業員の負傷等の各種事故防止について、万全の安全対策等の措置を講ずることとする。
- 9) 業務履行中に誤って他の既設工作物等を損傷させた場合は、監督員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。
- 10) 受注者は、業務の履行を実施する上で必要な資材、工具、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。
- 11) 本業務に使用するポンプ及びホース類は、十分に洗浄した清潔なものを使用することとする。
- 12) 受注者は、作業毎に業務履行状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受けることとする。写真はカラーとし、作業の着手前、作業中、作業完了の状態については同一箇所より同一方向に撮影するものとする。
- 13) 受注者は、作業完了後において、監督員立会のもと完了確認を行うこととする。

第7条 提出書類

- 1) 写真台帳 1部
- 2) 作業報告書 1部
- 3) 請求書 1部
- 4) その他、監督員が必要と定める書類 1式

第8条 その他

- 1) 受注者は、監督員の指示に従い、相互に協調し業務を円滑に遂行するものとする。
- 2) その他、疑義が生じた場合は、発注者、受注者両者協議により対処するものとする。ただし、軽微なものについては、監督員の指示に従うものとする。
- 3) 本仕様書は作業の概要を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、受注者が現場等の状況に応じて美観上、または施設管理上必要と認めた作業については、受注者は契約金額の範囲内で実施することとする。
- 4) 汚泥以外の廃棄物等は、受注者の責任において適切に収集・運搬及び処分することとする。